

■ 特定非営利活動法人愛知県難病団体連合会規約

本規約は、特定非営利活動法人愛知県難病団体連合会（以下「当法人」という。）の運営に資するために、当法人への入会手続き及びその会員の権利・義務等を定めるものであり、当法人の会員は本規約を順守するものとする。

第1条（会員の定義）

当法人の会員は、次の2種類とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

第2条（入会手続き）

当法人への入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書に必要事項を記入の上、当法人に提出するとともに、次条で定める年会費を納入するものとする。本規約第4条による資格審査を経て入会を認められ、かつ年会費の入金が確認された者は、正式に会員として認められる。

第3条（入会金及び会費）

- 1 年会費は当法人定款の第8条及び附則第6項に従い、次のように定める。

（1）一般会費（正会員）

①加盟団体が連合会に支払う一般会費（含機関誌代）は、加盟団体会員一人につき、1年間150円とする。

但し、会員数に150円を掛けて4,500円に満たない団体は4,500円とし、100,000円を超える団体は、100,000円とする。

②加盟を希望する個人が連合会に支払う会費（含機関誌代）は、年間3,000円とする。

（2）入会金について（正会員）

①現在、任意団体愛知県難病団体連合会に加盟の団体・個人については、入会金は支払わないものとする。

②NPO設立後新たに加盟をする団体及び個人は、次の入会金を連合会へ支払うものとする。

①団体・・・1団体 10,000円

②個人・・・1人 3,000円

（3）賛助会費について（賛助会員）

①入会金・・・団体・個人とも 0円

- ②団体・・・・・・・・・1団体 1口 10,000円(含機関誌代)
- ③個人・・・・・・・・・1人 1口 3,000円(含機関誌代)

2 本規約第5条(会員資格の有効期間)第1項で定める年度の途中で入会する者の年会費についても、割引は行わず、前項の通りとする。

第4条(会員の義務)

1 会員は、当法人の定款および本規約を遵守し、当法人の名誉毀損したり、損害を与えたりしないことを約するものとする。

2 会員資格を喪失した後も、前項の規定は有効とする。

第5条(会員情報の変更)

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第6条(会員資格の喪失)

会員資格の喪失については、当法人の定款第9条(会員の資格の喪失)の定めによる。

第7条(退会)

会員の退会については、当法人の定款第10条(退会)の定めによる。

第8条(除名)

会員の除名については、当法人の定款第11条(除名)の定めによる。

第9条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

第10条(役員報酬及び手当等)

1 当法人の定款第13条(種別及び定数)の定めによる役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が理事会で決定した法人の業務を執行した場合は、交通費を支給することができる。

平成27年11月14日 改正

令和3年7月8日 改正

令和8年6月13日 改正